

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

受託者は、業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

1. 受託者は、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
2. 受託者が使用する者が、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他にもらさないようにしなければならない。
3. 上記1及び2の規定は、この業務契約が終了又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

受託者は、業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

受託者は、業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(再委託の禁止)

受託者は、業務の処理の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写・複製の禁止)

受託者は、業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(提供資料等の返還等)

受託者は、業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティ特記事項

受託者は、業務を処理するために使用する電子データ等の情報の取扱いにあたっては、次の事項を遵守しセキュリティに努めなければならない。

(利用場所)

委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの利用場所は、次の1～3の条件を全て満たしていること。

1. 利用場所は日本国内であること。
2. 当該利用場所から電子データが持ち出されないよう、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されていること。
3. 電子データの利用場所に存在するものが制限される又は何らかの確認行為が行われること。

(利用環境)

委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの利用環境は、次の1～3の条件を全て満たしていること。

1. 電子データを利用するパソコン等は、ワイヤー等によって固定されていること。
2. 電子データの使用時は、利用するパソコン等機器はインターネット等の外部ネットワークに接続した状態でないこと。
3. 電子データを利用するパソコン等機器は、以下の①～④のセキュリティ対策が図られていること。
 - ① コンピュータウイルス対策
 - ② セキュリティホール対策
 - ③ 識別及び主体認証対策
 - ④ スクリーンロック等の不正操作対策

(保管場所及び保管方法)

1. 委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの保管場所は、利用場所と同一であること。ただし、保管場所及び利用場所が異なる場合は、その理由が合理的なものであること。
2. 電子データは、施錠可能なキャビネット等で保管すること。
3. 電子データ及びそれを基に行った集計作業等によって生成される個人情報等を含む中間生成物及び廃棄物については、漏えい事故を防止するための対策が図られていること。

札幌市の環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を 1.5℃ に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050 年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030 年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約 6% を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGs の視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。